

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 下坂 直樹 様 あて名 〒108-8001 日本国東京都港区芝五丁目7番1号日本電気株式会社 社内		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 22.05.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 4950000008		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/007700	国際出願日 (日.月.年) 01.03.2018	優先日 (日.月.年) 03.03.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G06Q30/06(2012.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 日本電気株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 09.05.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 谷川 智秀 電話番号 03-3581-1101 内線 3562	
		5L	5876

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	4, 8-9, 13-15	有
	請求項	1-3, 5-7, 10-12, 16-21	無
進歩性 (I S)	請求項	4	有
	請求項	1-3, 5-21	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-21	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献 1: JP 2007-133461 A (富士通株式会社) 2007. 05. 31, 段落 0001, 0015-0019, 0033-0036, 0040-0050, 0087-0102, 0114-0120, 0129-0155 (ファミリーなし)
- 文献 2: JP 2010-049494 A (ブラザー工業株式会社) 2010. 03. 04, 段落 0003-0008, 0013, 0035-0042, 0057-0069, 0119-0123, 0125-0138, 0152-0256 (ファミリーなし)
- 文献 3: JP 2009-238044 A (ブラザー工業株式会社) 2009. 10. 15, 段落 0001, 0007-0025, 0027-0029, 0050-0076, 0123-0146 (ファミリーなし)
- 文献 4: JP 2011-008719 A (ヤフー株式会社) 2011. 01. 13, 段落 0001-0002, 0006-0008, 0026-0029, 0060-0062, 0065-0074, 0084-0089 (ファミリーなし)
- 文献 5: JP 2008-198087 A (富士ゼロックス株式会社) 2008. 08. 28, 段落 0002-0003, 0036-0038, 0040 (ファミリーなし)

(請求項 1-3, 5-7, 10-12, 16-21)

請求項 1-3, 5-7, 10-12, 16-21 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 に記載されているので、新規性及び進歩性を有しない。文献 1 (特に、段落 0001, 0015-0019, 0033-0036, 0040-0050, 0087-0102, 0114-0120, 0129-0155) には、店舗内の顧客への販売を支援するシステムであって、来店中の顧客の買物経過行動 (請求項 1 の「動線情報」、請求項 1-3 の「移動履歴」、請求項 2-3 の「第 3 の情報」に相当) を記録し、買物経過行動に基づいて、買物状況を分析し、店員端末の位置情報と顧客端末の位置情報とに基づいて所定の距離内の顧客を抽出し (請求項 3 の「所定の範囲に存在する対象を特定する」ことに相当)、当該顧客の位置を買物状況に応じて異なる態様 (請求項 16 の「距離に応じた表示態様で表示」、請求項 17 の「対象が存在した時間に応じた表示態様で表示」することに相当) で表示し、選択した顧客の行動履歴や買物状況等やこれらの情報から生成した推薦情報等の接客に役立つ詳細な情報 (請求項 1 の「接客情報」、請求項 2, 7 の「第 2 の情報」に相当) を表示する (請求項 1 の「店員により所持される端末装置から、店舗における当該端末装置の位置を示す位置情報を取得し、前記店舗において前記位置から所定の範囲に存在する顧客を、前記位置情報と、当該顧客の当該店舗における移動履歴を示す動線情報とを用いて特定し、

(以下、補充欄(*1)に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

(*1)

前記特定された顧客に関する接客情報を、前記動線情報を用いて生成し、前記生成された接客情報を前記端末装置に出力すること、請求項 2 の「位置を示す第 1 の情報を取得する取得手段と、前記第 1 の情報を用いて、前記位置から所定の範囲に存在する対象を特定する特定手段と、前記特定された対象に関する第 2 の情報を、当該対象の移動履歴を示す第 3 の情報を用いて生成する生成手段と、前記生成された第 2 の情報を出力すること、請求項 10 の「前記第 3 の情報は、前記移動履歴に関連付けられる前記対象の属性を示す属性情報を含み、前記生成手段は、前記特定された対象の前記属性情報を含む前記第 2 の情報を生成すること、請求項 11 の「前記第 3 の情報は、前記移動履歴に関連付けられる前記対象の属性を示す属性情報を含み、前記生成手段は、前記特定された対象の前記属性情報を含む前記第 2 の情報を生成すること、請求項 12 の「端末装置又はそのユーザの位置から所定の範囲に存在する対象の移動履歴を用いて生成された情報であって当該対象に関する情報を取得する取得処理と、前記取得された情報と前記対象とを関連付けて出力すること」に相当) 手段を備えた販売支援システムが記載されている。また、文献 1 には、店員端末と顧客端末とを区別して管理（請求項 5-6 の「複数のグループのいずれかに属すること」に相当）しており、顧客端末の位置を特定し、店員端末に表示させるものであるから、当該記載は、請求項 5 の「前記対象は、複数のグループのいずれかに属し、前記特定手段は、前記所定の範囲に存在し、かつ前記複数のグループのうち特定のグループに属する対象を特定すること、請求項 6 の「前記特定手段は、前記特定のグループに属する対象のうち、当該特定のグループと異なるグループに属する対象との位置関係が所定の条件を満たす対象を除外して前記所定の範囲に存在する対象を特定すること」に相当する。

よって、請求項 1-3, 5-7, 10-12 に係る発明と、文献 1 に記載の発明との発明特定事項とに差異はない。

請求項 18, 21 に係る発明は、請求項 12 に係る発明を、それぞれ、装置、方法として記載したに過ぎないものであり、請求項 19-20 に係る発明は、請求項 2 に係る発明を、それぞれ、記録媒体、方法として記載したに過ぎないものである。

よって、請求項 1-3, 5-7, 10-12, 16-21 に係る発明は、文献 1 に記載の発明であるか、文献 1 に記載の発明に基づいて、当業者が容易に想到し得たものである。

(請求項 4)

請求項 4 に係る発明は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもない。

文献 1-5 には、本願請求項 4 が有する「前記第 1 の情報と、前記端末装置又は前記ユーザの向きを示す第 4 の情報とを取得し、前記特定手段は、前記取得された第 1 の情報により示される位置と、前記取得された第 4 の情報により特定される向きとに基づいて前記対象を特定すること」について記載も示唆もされておらず。出願時の技術常識を考慮しても、当業者といえども容易に想到し得ないものである。

(以下、補充欄(*2)に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

(*2)

(請求項 8-9)

請求項 8-9 に係る発明は、文献 1 と国際調査報告で引用された文献 2-3 とにより、進歩性を有しない。文献 2 (特に、段落 0003-0008, 0013, 0035-0042, 0057-0069, 0119-0123, 0125-0138, 0152-0256) には、接客支援システムにおいて、来店者の行動履歴に基づいて、所定のエリアでの滞在時間に基づいて接客開始すべきか否かを判断し、近くの店員に指示する手段が記載されている。

また、文献 3 (特に、段落 0001, 0007-0025, 0027-0029, 0050-0076, 0123-0146) にも顧客の位置を検出し、該顧客が停滞状態であるか否かを判断して、店員と顧客のとの位置関係や、接客履歴等から複数の店員から該顧客に対して接客する店員を抽出し、当該店員に該顧客の情報を報知し接客指示する手段が記載されている。

文献 1 と文献 2-3 とは、接客支援システムで共通するから、文献 1 に記載の発明において、文献 2-3 に記載の上記手段を用いて顧客の移動履歴から行動を推定して生成した情報を店員の端末に接客支援情報として提示し、請求項 8-9 に記載の構成とすることは当業者にとって容易である。

(請求項 13-15)

請求項 13-15 に係る発明は、文献 1 と国際調査報告で引用された文献 4 とにより、進歩性を有しない。文献 4 (特に、段落 0001-0002, 0006-0008, 0026-0029, 0060-0062, 0065-0074, 0084-0089) には、店内にいる顧客を撮影し、撮影画像(「対象を含んで撮影された画像」に相当)から顧客を特定し(「前記画像から、前記対象を認識」することに相当)、過去の行動履歴から、当該顧客へ推奨する情報を生成し、顧客の画像や位置、個人情報とともに、販売員の所持する店舗端末に表示する(「前記情報を当該画像とともに表示する」こと、「ある空間における前記対象の位置を示す画像とともに表示」することに相当)手段を備えた販売支援を行うシステムが記載されている。

文献 1 と文献 4 とは、店舗における顧客に対する販売を支援するシステムで共通するから、文献 1 に記載の発明において、文献 4 に記載の上記手段を組み合わせ、請求項 13-15 に記載の構成とすることは、当業者にとって容易である。

(以上)